

公益財団法人ソーシャルサービス協会

2017年度（平成29年度）事業計画

2017年2月27日 理事会

3月24日 評議員会

1、はじめに

公益財団法人ソーシャルサービス協会は、2014年7月に旧財団法人ソーシャルサービス協会から、新たな公益財団法人として出発をして2年9か月が経過した。この間、その目的である「勤労者・生活困窮者・高齢者・失業者・障がい者等の経済的・社会的地位の向上、福祉増進と雇用機会の提供に関する活動を推進し、活力ある地域社会づくりに寄与する」ための取り組みを行ってきた。2016年度は、公益財団法人としての改善事項を整理し、短期・中期・長期の目標を定めて取り組み始め徐々に成果を上げてきている。残念ながら3つの事業所を閉鎖することになったが、公益財団法人の中長期目標を確定して、新たな事業所の拡大目標を持って取り組んでいる。10月には全事業所の所長会議を開催し、公益財団法人としての事業展開についての新たな意思一致を図った。また、2017年2月には北海道から九州まで展開している全事業所への監事による特別監査をやり終えた。この1年、4回の3部門長会議、6回の理事会、3回の評議員会を開催してきた。2017年度も、公益財団法人としての目的達成に向けてとりくむ。具体的には高齢者、生活困窮者の雇用機会増進のための清掃事業、介護事業、生活困窮者就労支援事業等とする。

2、事業

(1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供のための事業

ア) 清掃事業を通じて高齢者の就労を促進する。

年金だけでは生活できない高齢者、生活保護受給者、無料低額宿泊利用者で自立をめざしている生活困窮者を雇用して、旭川事業所、京都ワークセンター、宮若事業所、田川事業所で清掃事業にとりくみます。当該事業の雇用者に占める高齢者の割合は高い比率になっている。今年度も高齢者をはじめとした生活困窮者の臨時的、短期的就労希望者に対する就労機会の確保及び安定的な生活基盤の確保に繋がるよう、地方自治体からの公園、道路、河川等の清掃業務等の受注に向けて事業展開していく。

京都ワークセンターでは、2016年度は、鴨川清掃は昨年につき6工区、向島団地一街区、伊賀団地の除草が受注となった。売り上げは、ほぼ昨年と同様。

能力活用推進事業との連携で3年間おこなってきた京都市共葬墓地の除草、喫煙所清掃の受注が2016年度は見送られた。ここ数年高齢のための退職者や体調不良による休職者が相次いでいる。ワークセンターの“売り”である丁寧な仕事を維持するためには有能な人材確保が課題であったが、2016年度も募集しても応募がほとんどなく人材確保は2017年度に向けた課題となった。2017年度に生かすべきこととして、高齢者の雇用確保が年々困難になってきている。日雇い雇用保険の適用事業所で無くなったことも影響していると思われる。今後は、高齢者に限定せず、中高年齢者をターゲットにした仕事の確保と雇用確保を両立させたとりくみが必要だと思われる。そのためには、人件費の増加にみあう仕事の確保が必要であり、営業面での工夫と強化をはかることが肝要と思われる。2017年度は、事業部収入の柱とな

っている鴨川事業は、今年度も入札を成功させる。家財処分の仕事の拡大が、事業収入増を図る要であり、地域包括センターを中心とした宣伝・営業面での強化をはかる。

田川事業所では、2016年4月からの田川市公園関係、福智町の赤池支所庁舎関係の清掃事業の確保が例年通り確保できた。次年度に向けて、特別作業班の年間就労日数を月平均にするとここ3年間で約10日となっているが、これを12日（年間就労日数144日）の目標にする。仕事確保の為に、県（大学、高校など）、民間での仕事拡大に取り組む。

本年度収益予算は、5,770万円である。

イ) 高齢者をはじめとした生活困窮者の安定的な雇用機会の確保に向けた事業展開

(一般及び産業廃棄物収集運搬事業許可取得)

地方自治体からの公園、道路、河川等の清掃等の仕事をおこなう場合、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業等の許可が必要である。現在、京都ワークセンター事業所では当該許可を取得し運営している。鴨川の清掃や京都御所の清掃は高い評価をいただいております、現場で働いている人たちも大いにやりがいをもって仕事をしている。今年度も引き続いてやっていく。高齢者だけでなく、中高年齢者の雇用の拡大が必要であり、そのために、中高年齢者の仕事の確保に努力していく。新規採用者に向けて仕事のマニュアルをもとに必要な応じた研修を実施していく。清掃事業を基本に「ごみ屋敷」の処分・清掃業務を拡大する。そのため、京都市内の「すべての地域包括センター」への訪問・宣伝にとりくむ。営業の強化に向けて営業マンの育成・増員をはかる。

ウ) 無料職業紹介事業及び職業訓練事業を含む生活困窮者への就労支援事業

京都ワークセンターでは、高齢者、ホームレスをはじめ生活困窮者の自立に向けたとりくみとして公園清掃等の仕事を中心に職業訓練をおこない、本格的就労につくまでの中間就労としてとりくんでいる。

ITでは障がい者の新たな技術訓練としてパソコンによる訓練事業をおこない高齢者、障がい者をはじめとして生活困窮者への就労支援に取り組み職業訓練を計画的に実施できた。カリキュラムの改善、説明会の工夫、後任講師の育成指導、利用するテキストの見直し、また託児利用を開始もした。受講者の高齢化があり、再就職が難しいという問題がある。2017年度の課題として職業訓練の後任講師のスキルアップを図る必要がある。職業訓練で就職率に力を入れる。全スタッフに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のメールマガジンを受信させ、現状の就職状況を把握させる。順次、ジョブカード講習を受講させる。組織内部におけるキャリアコンサルタント研修を行う。

今年度予算では約2,746万円を見込む。

エ) 高齢者の就労の確保に向けた介護事業の展開

(a) 介護保険法に基づく居宅系サービス事業における高齢者の介護従事者数の増加

当財団は高齢者介護、障がい者介護に16年前からとりくみ、65歳定年後の高齢者の雇用の促進と低所得労働者の介護に積極的にとりくんできた。今年度は居宅介護支援事業、訪問介護事業を中心に、せせらぎ、仙台事業所、塩釜事業所、京都事業所、都城事業所の5つの事業所においてとりくむ。予算額2億1,643万円を見込む。2016年度に京都事業所において新たに小規模多機能居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グルー

プホーム)の併設施設を新たに開設するための準備をすすめたが土地が確保できなかった。2017年度の継続課題となる。今後は、京都ワークセンターと共同で土地確保や必要な準備を進めていく予定である。これらの施設を運営する中で有資格者による専門的な介護業務とあわせて、調理補助や清掃業務など高齢者雇用の場の拡大にもつなげていく。

せせらぎでは、ヘルパーの確保がままならず苦戦している。増員が見込めるまでの体制の整備も改めて見直す検討を進めている。自社以外の研修会や講習会には各々参加できたものの、自社研修の機会がほとんど持てずの1年でもあり、ヘルパーの質の向上や意思統一が思うように行かなかった。居宅介護(障害サービス)で、精神疾患・発達障害の利用者が増えているが、経験も浅く対応も中々難しいので研修や事例検討などの機会の確保をし、ヘルパーが安心してサービスに入れるようにしていく。それぞれの職種の権限を今一度確認し、管理者不在時もすぐ対応出来るものは対応するなど、利用者・ケアマネをはじめ関係機関の依頼や頼問い合わせに対応出来る事業所を目指す。常勤職員間は連絡が行き渡っているが、パートヘルパーとの連絡・意思疎通がスムーズでないことも見られるため、改善していく。小樽市訪問介護事業所連絡協議会主催の研修会(概ね2ヵ月に1回)への積極的な参加。後志つながるネット(他職種参加の研修会等)主催の研修会・講演会への参加。病院主催の各種研修会への参加。

塩釜事業所では、身体介護と生活援助での単価に大きな差があり、赤字解消にはより身体介護でのサービスを対応できるような事業所でなければならない。また身体介護は朝昼夕等、時間が決まっていることも多く、埋まっている場合は受けることはできない。また介護予防や総合事業の利用者人数が増えており、利用者一人あたりの利用回数や単価が低い。対策として、知識と技術を習得し、重度の利用者に対する支援を積極的に行っていく。利用者拡大の計画では、訪問介護事業は冬期や夏季など利用者が減少するので、より安定した利用者確保のため、居宅介護支援事業所との連携をこれからも継続していく。訪問介護員の体調不良などで朝夕のサービスが受けられない状況も継続しているので、従業員の健康管理・指導・研修にも今後も力を注いでいく。居宅介護支援事業は55~57件程度で人数が推移しているがこれを維持していく。関係する会議や研修などに積極的に参加し、利用者・地域から信頼される事業所づくりを目指していく。ヘルパー等介護従事者の採用について継続的に募集をしているが、最近では以前よりも応募者が増えてきているが、長く勤務する人が少ない。同じような状況が地域内にあり、人員不足でショートステイが利用できない施設も数箇所ある。高齢者の雇用について年齢による定年制度を廃止しており、現在も65歳以上の職員を継続雇用している。メンタルヘルス、腰痛予防などの取り組みとして、年2回ヨガのWSを開催、高齢になっても元気な心と身体を継続でき、仕事出来るよう事業所で積極的に取り組んでいる。新規に検討している事業として「介護予防・日常生活支援総合事業」、「認知症対応型通所介護」を検討している。

仙台事業所では、訪問介護サービスの利用者は、20名程度で推移している。居宅介護支援事業利用者数は25名程度で少しずつ減少傾向。雇用に関しては、募集ポスターを見て3名の応募があり、その内60代のヘルパー2名を採用した。近隣の居宅介護支援事業所、有料老人ホーム等の増加のため、訪問介護サービスの利用者を断らなければならない状況にある。重度利用者の病院への入退院・施設への入退所の繰り返しが多くなっている。年々事業所間の競争が激しくなっている傾向であるため、紹介等があった際は可能な限り早く訪問し利用者と良好な関係性をつくる。重度利用者の病院への入院、施設への入所は常に想定しておく。利用者拡大の計画として、近隣の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、診療所、総合病院相談員へ定期的に訪問、新規利用者を紹介していただくようお願いする。仙台市・宮城

県が主催する研修会には必ず参加している。圏域の地域包括支援センターが主催する研修会や集会には必ず参加する。

京都事業所では、居宅介護支援は5人体制になり、利用者を150人に増やすため、地域包括支援センターや地域のネットワークに積極的にかかわっていくことを方針に掲げ、主任ケアマネ集団の幹事役や当事業所内での地域ケア会議の開催に協力するなどをしながら利用者拡大に努めてきたが、新規利用者と死亡や入所による利用者減がほぼ同数で実質的には「現状維持」にとどまった。12月実績で129人。全体および個人ごとに研修計画をたて質的な向上を図った。訪問介護、介護予防訪問介護では、利用者130人以上確保の目標に対し、増えたり減ったりしながらも12月末実績で122人になっている。年度当初、サ責者の病気や事故で事務所の体制が整わなかったが、9月にサ責者を1人補充して5人体制にし、サ責者会議の開催や同行訪問などの援助をしながら少しずつまとまってくる中で事業所全体としても何とか軌道に乗ってきた。1月だけで新規依頼が7件となっている。しかし、登録ヘルパーの確保は今年度6人（うち65歳以上は2人）、離職者は1名で、サ責者も含めて12月末現在の総数は35人となっていて、目標の50人体制には至っていない。今年度の現任研修は、4月：虐待（参加23名）、5月：認知症（参加26名）、6月：講演会（参加30名＋18名）、7月：食事（参加28名）9月：災害時対応（参加33名）、10月：介護実技（参加31名）、11月：ヘルパーの仕事（参加31名）、12月：緊急時の対応（参加28名）、2月：接遇・マナー（予定）、3月：介護技術（予定）であった。喀痰吸引研修修了者は1号研修2名、3号研修2名となり、4月から開始予定で現在登録事業者の申請の準備中。居宅介護・移動支援、計画相談支援事業では、時々、新規依頼はあるものの重度訪問介護の深夜帯など対応できるヘルパーが確保できないことが多く、利用者の確保については、介護保険との重複利用も含めて現状維持の21名、計画相談支援は4名となっている。

2017年度は、居宅介護支援では、現在の利用者129人を前期中に150人に増やし、集中減算分をカバーできるだけの利用者を確保する。そのために、5人のケアマネ全員がサービス実施地域内の地域包括支援センターとの連携を強め信頼を得るとともに地域の取り組みやネットワークにも積極的にかかわっていく。ケアマネの力量を高めるための研修計画（全体および個人）をたて実践していく。京都介護・福祉第三者評価等支援機構が実施する「第三者評価」による外部評価を受けていく。訪問介護・介護予防訪問介護では、サービス提供責任者一人ひとりの力量を高め、地域包括支援センターや他事業所のケアマネからの信頼を得るなかで現行122人の利用者を実質135人以上の拡大に繋げていく。利用者の拡大を図っていくためには人材確保が前提となる。高齢者の雇用を促進するとともに、若い人材の確保を進めるために新処遇改善加算Ⅰの有効活用で常勤雇用や賃金・労働条件の改善を図っていく。ヘルパーの介護技術の向上を図るための実技研修を充実させるとともに、喀痰吸引研修を受講した人材でチームを作り、利用者の医療ニーズに応えられる体制をつくる。京都では2017年度4月から順次移行する介護予防・日常生活支援総合事業としては、訪問型サービスの①介護型ヘルプサービス、②生活支援型ヘルプサービスの事業に参入していく。居宅介護・移動支援・計画相談支援事業では、訪問介護と一体的に事業を展開しており、事業計画は訪問介護と同様とする。利用者の確保については、対応が難しい依頼が多いが可能な限り拡大していく。計画相談支援は現在の利用者が問題なくサービスが利用できるよう支援していく。京都事業所における「ヘルパー等介護従事者採用予定について」は、ハローワークや求人広告で募集を出す場合は「高齢者歓迎」「高齢者も活躍中」などの表示をする。年齢の制限はせず、就労を希望する人については、体力・能力があると判断した場合は雇用していく。登録ヘルパーの人数を50人体制にする。特に、朝夕や夜間、日曜日に就労できる

人材の確保も進める。職員研修計画（他団体との学習会）は、月1回全員対象の現任研修を開催する。サ責者および常勤ヘルパーについては年1回以上外部研修に参加する。未受講のサ責者は必ず喀痰研修を受講する。必要に応じて主任ケアマネ研修を受講してもらう。2017年度予算については、今年度から始まる総合事業の展開がどうなるか不透明な部分があるが、訪問介護のサービスにおいて身体介護（医療ニーズ対応も含む）に重点を置いていけるような体制をつくることで収益性を高める。しかし、生活援助を軽視することではない。基本は、依頼があればどんな内容でも受け、利用者を増やしていく。そのためには、ヘルパーの確保が前提となる。現在、他社と比較しても決して悪くはないが、賃金や労働条件不十分なところは改善を図るなかで、ハローワークへの常時募集、求人広告による募集も適時しながら、ロコミによる確保もすすめていく。昨年、事務の合理化策として、新しい介護ソフトを導入した。さらに有効に活用することで経費削減に努めていく。

小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の併設施設については、昨年度に引き続き、用地確保に全力を挙げて取り組み、目途が立った時点で具体的な事業計画と事業予算を立案していく。現在、当事業所の隣にある土地が売りに出されていて、京都高齢者福祉事業団や法人内ワークセンターとともに、購入資金確保が可能かどうかも含め協議中である。

都城事業所では、2016年度は、12月より、利用者の大腿部頸部骨折や圧迫骨折等での入院が予想以上に10名程と多くなっている。2017年度からは、介護保険では、総合事業が本格的に実施されるので、「現状維持」で、実行可能な目標を設定する。利用者拡大の計画では、今年4月からは、「介護予防訪問介護」が、本格的に、訪問介護員無資格者、ボランティアが参加する5種類の「総合事業」に移行する予定である。都城事業所としては、仕事のやり甲斐や収入面からも「総合事業」には、参入せず、介護保険の訪問介護（要介護1以上の対象者）に専念した方が良いとの意見が多い。介護保険の要介護1以上の利用者を対象とした訪問介護サービスに絞るため、一層、介護支援専門員等の信頼を得るため奮闘する。訪問介護事業の経営基盤安定化のために、要介護3以上の重度利用者の増加を図る。要介護者（要介護1～5）を100%に、身体介護サービスの比重を30%以上に増やすため、引き続き、居宅介護支援事業所との連携を深める。介護サービス、訪問介護員等の質の向上を図るために、計画的な内部および外部の教育・研修を行う。居宅介護支援事業所の介護支援専門員等からの事務所・ヘルパーの評価を上げる。地域の団体等での介護相談活動を行い、介護保険や介護情報等の提供を行う。訪問介護員を新たに採用することが必須である。生活困窮者や65才以上の高齢者の採用についても積極的にを行う。質の向上を図るために、計画的な内部および外部の教育・研修を行う。実際に利用者の介護に携わっている看護師や介護支援専門員等を講師に当会議室を使って研修を行っていく。介護予防・総合事業の利用者が現状では、90名の利用者の内30人程度であるが、それを上回る利用者の獲得を目標にする。

- (b) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（＝障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づく障がい者福祉サービス事業として、居宅介護や移動支援等を、せせらぎ、仙台事業所、京都事業所においておこなう。京都事業所においては計画相談支援事業も引き続きおこなう。

今年度、上記の事業を拡充していくことを通じて、介護分野における高齢者をはじめとした生活困窮者の雇用を促進し、介護分野における人材不足の解消に貢献していく。

- (c) 2016年度から、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業、

第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業に取り組んだ。平成27年の介護保険制度の改定で、訪問介護と通所介護が介護給付対象外とされ、新たな地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に順次すべて移行（最終平成29年4月～）される。既存のサービス事業所は、当面、原則みなし指定となり、本事業に自動的に参入することになった。

具体的仕事内容は、第1号訪問事業は現行の介護サービス相当の身体介護から緩和した基準による生活援助等（掃除、買物代行、調理等）、第1号通所事業も現行の介護サービス相当の生活機能向上のための機能訓練型から緩和した基準による運動やレクリエーション等、第1号生活支援事業は住民主体による支援で、多様で幅広いサービスが提供できるようにするというもの。第1号介護予防支援事業は、地域包括支援から委託を受け適切なケアマネジメントによるサービス利用の調整や介護予防計画を作成し、これらの事業をおこなう人材は有資格者の訪問介護員と有償ボランティアで構成し、高齢者雇用の場の拡大につなげていく。

事業高は約22,463万円を見込む。

オ 高齢者をはじめとした生活困窮者が介護労働に従事するための資格取得に関する研修事業を福岡事業所においてとりくむ

(a) 移動介護従事者養成研修 (b) 介護職員初任者研修

上記の研修事業を高齢失業者への就労支援策の一環としておこない、資格取得に際してすでにハンディがある高齢者等の生活困窮者が取得しやすくする研修受講に係る支援制度を設ける。移動介護従事者養成研修事業を年3回開催し、一回につき定員20名で実施して、収入は150万円とする。また同時に、介護職員初任者養成研修事業を2回開催し、1回につき定員22名で実施して収入を285万円とする。現在、課題として検討しているのは、ケアプランセンターの開設、介護における日常総合事業の展開について検討している。

予算額436万円を見込む。

(2) 生活困窮者に対する支援事業

ア 生活困窮者に対する宿泊、生活、就労支援等の自立支援事業及び関連調査・研究事業

ワークセンターでは京都市から受託したホームレス自立支援事業にとりくむと同時にホームレスや生活困窮者に対する定期的な炊き出しサービスによる食事、衣料の無料配布、医者との連携による無料診療などのボランティア活動をおこなってきた。今年度も引き続きおこなう。また、京都市と連携してホームレス能力活用推進事業にとりくみ、企業訪問を通じ職の開拓、職業訓練的な職の開拓にとりくむ。自立支援センターは、就労自立のための支援を基本とするが、日常生活支援、社会生活支援、さらに退所後のアフターケアを行い、自立後の就労及び居宅生活継続のための支援を強めてきた。平成28年度入所者の年齢構成は、40歳未満が22名と71%を占めており、今後も30代以下の入所が増えると考えられる。25～34歳の失業率が10%をこえ、それに非正規就労者300万人を加えると、この年代の半数が低い年収に置かれており、就労自立の困難さが増大している。一方、出所者の入所も増えており、労働市場が厳しくなっているもとで、彼らに対する支援策を検討してきたが、自己責任だけでは解決しない問題もある。緊急一時宿泊所の訪問相談員との連携を強め、定員12名を常に確保することを目指してきた。無断あるいは勧告退所を減らすため、引き続き入所者との食事会やこまめな声かけを通じてコミュニケーションも強化してきた。就労支援では、本人の経歴・希望職種等に基づく就労支援計画書を作成し、ハローワークとの連携を密にし、求人検索から面接指導まできめ細かい

支援を行ってきた。センターを退所することによって自立が達成されるわけではなく、その後のアフターケアが極めて重要であり、入所から退所後のアフターケアまでを一貫とした取り組みを行う事が求められており、継続した地域生活が送れるために、社会福祉協議会や他の支援団体と連携したとりくみを行ってきた。2017年度は、就労自立者の比率を高める。利用者の労働意欲を高める支援・援助が必要であり、信頼関係を重視するために職員のレベルアップをはかる。京都市には、職員の増員によるアフターケアの必要性を強く要請していく。ホームレス居宅定着支援事業では、京都市は、これまでの「居場所つどい」事業に対する補助金を中止し、2016年度より「ホームレス居宅定着支援事業」を開始したが、公募者がなくワークセンターに要請してきた。ワークセンターは行政の強い要請により受託しました。現在、社会福祉士の資格をもった職員1名を配置し、今年、利用者2名を卒業させました。2016年度の途中からの事業で、この1年で2名の利用者しか対応できなかった。2017年度は、8名以上を目標にしていく。

多摩支所では、アルコール中毒・薬物中毒等となり社会復帰が困難な人に対する相談活動、回復に向けた講演・研修活動、無料低額宿泊事業による宿泊所の提供などにとりくむとともに、居宅確保の後のホームレスが再び野宿生活にもどらないように訪問相談支援活動に取り組んでいる。これらの事業実績を通じて、生活困窮者への支援をおこなうための多様な事業スキルを習得しており、今後も社会のニーズを踏まえた事業の展開を図っていく。

ホームレス自立支援事業として予算額7,000万円見込む。

イ 生活困窮者のための第2種社会福祉事業による無料低額宿泊事業など相談事業

生活に困窮し住む所を失った人々の宿泊施設として、11年前から京都市でソーシャルホーム、東京・東村山市で多摩支所が運営する東村山ソーシャルホーム、これらの施設において第2種社会福祉事業の無料低額宿泊事業にとりくむ。(現在2施設で約70人の利用者)。その利用者に対する定期的な相談業務をおこない社会復帰に向けた就労支援を実施している。今後も、社会のニーズを踏まえ、多様な職業訓練やボランティア活動を通じ多様な就労支援活動にとりくんでいく。

多摩支所の東村山ソーシャルホームでは生活困窮者にとって必要なものであり、東村山ほか各自治体と、アルコール依存回復のための連携ができています。この運動を継続していくために、東村山ソーシャルホームの経営健全化に取り組むことと、アルコール依存者が入院の病院と連携をしていくことである。

京都ワークセンターでは、昨年度から生活困窮者自立支援法が施行され、訪問相談員がアセスメントを行うようになった。それに伴い、短期間の入所で処遇を決め次へつなぐことが求められ、迅速な各福祉事務所との連携、書類作成等も必要となった。また入所者像としては、過去・直近を含め刑務所に入所していた方、身体・知的・精神障害者が多くいる。特に知的・精神障害の人は疑いを含めると大変多く、アルコール・覚せい剤等薬物の依存症の人も一定数いる。また、失職と同時に寮を出た方、DVから逃げてきた方、重篤な疾病を持っている方など様々いて、それらが重複することも非常に多い状況である。また女性や若年者が増加している傾向にもあり、多岐に渡る利用者に対して幅広い支援が求められている。このように新制度の中で相談活動等を行っているが、入所者数が常に定員(50名)以上で、職員が4人では必要な支援を行き届かせるのが困難になっている。今後の課題としては、職員のさらなる相談スキルの向上が求められる。入所者の多様化に伴い幅広い支援が求められるため、他機関との連携や、研修会への職員派遣等で習得していく必要がある。また例年通り利用者の定数確保を基本に、関

連事業者や福祉施設への要請をおこなっていく。施設が老朽化しており、あらたな施設の確保に向けて京都市に要請していく。建物の老朽化に伴って増大して行く毎年の営繕費用に加え、昨年の川崎の簡易宿泊所の火災以降、建物の構造的な欠陥、セキュリティ強化に関して行政の目が非常に厳しくなり、度重なる指摘によりソーシャルホームでは改築、改修工事を繰り返す事態になった。支援により適した防災上も問題のない新しい物件への速やかな移転が望まれており、この1年間、新規の物件確保に向けて努力してきたが、適当な物件が確保できないでいる。引き続いての課題である。

京都市ホームレス訪問相談事業では、ホームレス利用者は、1日平均70名で、4名の職員では十分な相談活動が出来ず、職員の長時間労働にもつながっている。そのため、京都市に対して職員の増員が出来る予算にしていく要請を強く求めてきた。また職員の事務所確保もこの間要請し、2017年度は予算化する確認がとれた。訪問相談事業は自立支援法を基本にした事業であり、且つ、福祉関係者とのつながりも強く、学者・関係団体に呼び掛けシンポジウムの開催を検討していく予定である。

予算額3,900万円を見込む

- (3) 賃貸業としてユニオンコーポは、「日本金属製造通信情報労働組合」「消費税をなくす全国の会」に引き続き賃貸し、I階奥の空き部屋について早期に賃借者を確保する。また全日自労会館1階についても空家となっているが、早急に賃借者を確保する。
- (4) デイサービス利用者の送迎事業は、介護者の利便を図る事業は青森事業所等において昨年同様とりくむ。
- (5) 障がい者関係諸事業の以下4事業をITセンターにおいてとりくむ
 - ア 障害者用ソフト販売は障害者用の音声が入力されているソフトを販売する事業であり、障害者支援にもなる事業にとりくむ。
 - イ 障害者雇用促進マーク事業は障がい者の雇用促進、援助をおこなっていただいた団体に対し(公財)ソーシャルサービス協会作成のマークを使用していただく事業。今後とも企業・団体への普及をすすめる。
 - ウ ウェブ・バリアフリー診断は、障がい者が総務省発令のwebガイドラインに沿ってホームページを診断する事業。
 - エ デジタルブック事業は障がい者がデジタルブックを作成する事業。今後、自治体・企業パンフレットなどの「デジタルブック化」の促進を図る。

予算額1,800万円を見込む

以上